



働き方改革・時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催について

令和6年4月から、それまで適用が猶予されていた業種及び業務に対しても上限規制が適用されます。

つきましては、事業主の方や労務担当者の方等を対象とした「働き方改革・時間外労働の上限規制等に係る内容を中心とした説明会」を開催します。

熊本労働局では、9月から2月にかけて労働基準監督署ごとに開催しますので、この機会に是非ともご参加いただきますように、ご案内申し上げます。

お申し込みはこちらから：

働き方改革・時間外労働の上限規制等に関する説明会
(厚生労働省委託事業者のWebページ)

<https://jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp/>